

令和5年

茅ヶ崎市農業委員会総会議事録

令和5年3月30日（木）

令和5年第3回茅ヶ崎市農業委員会総会議事録

令和5年3月30日（木）午後2時00分

茅ヶ崎市役所本庁舎4階 会議室5

○ 議事日程

- 第1 議案第13号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 第2 議案第14号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権の設定等について
- 第3 議案第15号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願について
- 第4 議案第16号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の一部改訂について
- 第5 議案第17号 農地法改正に伴う下限面積要件の廃止について
- 第6 議案第18号 令和5年最適化活動の推進について
- 第7 報告第7号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の専決処分
の報告について
- 第8 報告第8号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分
の報告について

出席委員

1 番	鈴木	邦夫	君	8 番	廣瀬	正実	君
2 番	原田	勝幸	君	9 番	三橋	清高	君
3 番	高橋	久雄	君	10番	野崎	雅博	君
4 番	石射	祥光	君	11番	阿部	富美	君
5 番	村越	重芳	君	12番	齋藤	和子	君
6 番	遠藤	信行	君	13番	吉田	恵子	君
7 番	小澤	昇	君	14番	石腰	明美	君
区域 2	生川	仁	君				

欠席委員

7 番 小澤 昇 君

事務局職員出席者

事務局長 谷川 広志 君

局長補佐 伊藤 和範 君

午後 2 時00分開会

○議長（原田勝幸君） それでは、ただ今より令和 5 年第 3 回茅ヶ崎市農業委員会総会を開催いたします。なお、本日は、7 番小澤昇委員より欠席届が提出されております。

よって、当総会は、委員数14名のうち13名の委員が出席されておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、成立していることをご報告申し上げます。

なお、本日は担当区域の推進委員 1 名にも出席いただいております。

最初に、議事録署名人をご指名申し上げます。13番吉田恵子委員、1 番鈴木邦夫委員、以上のご両名によろしくお願い申し上げます。

それでは、議事日程に従い順次審議をお願いいたします。

○議長（原田勝幸君） 日程第 1、議案第13号、農地法第 5 条の規定による許可申請について、1 番案件を上程いたします。

1 番案件について、6 番遠藤委員より議案の説明及び現地調査結果の報告をお願いいたします。

○6 番（遠藤信行君） 議案第13号、農地法第 5 条の規定による許可申請について、ご報告いたします。

令和 5 年 3 月14日、事務局 2 名と現地を調査してまいりました。

～案件について内容を説明～

申請地は、5 筆、畑、合計3,192.18㎡でございます。

申請目的は、資材置場及び駐車場です。

農地区分は第 2 種農地、権利関係は所有権の移転でございます。

申請理由としましては、譲受人は、現在、他市で資材置場を借りていますが、賃貸借契約の解除に伴い代替地を探していました。また、今後、湘南方面へ業務拡大を予定しており、現在、他市に借りている車両置場の車両と併せて置場を一か所にまとめるため、本申請地を選定したとのことです。

工事計画につきましては、不陸整正したのち砕石を敷きます。

雨水処理につきましては、敷地内に浸透枡を 6 か所設置し、自然浸透処理とします。

被害防除につきましては、既存の鋼板土留めを活かし、土留めが無い部分については、鋼板土留めを新設する計画となります。

以上、よろしくご審議の程お願いいたします。

○議長（原田勝幸君） ありがとうございます。

次に事務局より補足説明がございませうか。

○局長補佐（伊藤和範君） 本件は農地法第5条の許可ですが、3,192.18㎡と3反を超える面積となっておりますので、今後、茅ヶ崎農業委員会の意見書を県へ提出することになります。規模が大きいことから、農業公社ネットワーク機構の諮問答申を受けることとなり、そして、神奈川県の本庁の許可となります。

○議長（原田勝幸君） では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございませうか。

○6番（高橋久雄君） 今、説明のあった手続きとなるのは、面積要件によるものなのか。

○事務局長（谷川広志君） 市街化調整区域の農地転用の許可は、県が許可権者となりますが、面積が大きいと県に許可申請をするにあたり、別の機関、先ほど局長補佐が説明した農業公社ネットワーク機構に諮問して、答申を受けてから、その後、県が許可にかかる手続きをしていくということになります。

○5番（村越重芳君） 3,000㎡というのと、3反以上あるということでは広いし、駐車場ということで、広い土地を利用するに当たり地元自治会や周辺の方の同意とかが必要となるのかどうか。農業公社ネットワーク機構ではそういったところまで求めないのか。

○局長補佐（伊藤和範君） 基本的に許可申請に当たっては、所在地の隣接する地権者ですとか耕作者の同意をもらっています。

○5番（村越重芳君） 隣接ではなく、道路を挟んだ前の土地所有者はどうなのか。

○局長補佐（伊藤和範君） あくまでも、隣接する方の同意で、それ以外の方の同意は求めていません。

○5番（村越重芳君） 資材置場のことについては、今まで問題になっていて、少しでも住環境のことを考えると安全性とか音とか水のこととか、ここでできないとなるとどこでやるのか、できる前にそういった指針があればと思ったが、難しいですね。

○局長補佐（伊藤和範君） 補足ですが、指導に関してのことですが、一定規模の盛り土や事業が行われるにあたって、茅ヶ崎市が大規模土地利用行為に対する助言指導ということで都市計画課が取り纏めをしています。それぞれの所管課が助言指導をしており、例えば、市民自治推進課からは近隣住民に対して工事情報の周知に務めて工事をするように、また、交通の関係については、安全対策課から工事車両の出入りに注意するように、環境政策課の方からは、アイドリングストップを徹底してくださいとかいうような他法令やそ

れに準ずることの助言指導を事業者に対して投げかけて、それに対してお答えをいただいているなかで、農業委員会以外の部分については、市の方で連携しています。事業者が対応をこういう風にしていきますということに基づいて、最終的なコメント欄が作られて、許可申請に至っています。そのように、事業者が対応していただけるということで、今回、許可申請があがっています。

○議長（原田勝幸君） 他に、ご意見ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第13号、農地法第5条の規定による許可申請について、1番案件を報告のとおり許可することを決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） 「ご異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長（原田勝幸君） 日程第2、議案第14号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権の設定等について、1番案件から16番案件を一括して上程いたします。なお、質疑は報告後一括して行います。

事務局より、議案の説明をお願いしますが、13番案件につきましては、区域2生川委員より報告をお願いいたします。先に、事務局より説明をお願いします。

○局長補佐（伊藤和範君） 議案第14号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権の設定等についてのうち、1番から16番案件までございますが、13番案件の新規就農者の案件を除いた案件を一括してご説明いたします。

本案件は、農地の有効利用に努めるため農地法の手続によらないで所有権の移転及び貸し借りをを行うもので、茅ヶ崎市が農業経営基盤強化促進法に基づき利用権集積計画を作成し、農業委員会が決定するものでございます。13番案件を除いた、いずれの案件も以前審議いただいた権利設定の更新となり、新規の案件はございません。

利用権の存続期間につきましては、記載のとおりとなっております。

権利の種類は、使用貸借権又は賃借権でございます。

以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（原田勝幸君） ありがとうございます。続いて、生川委員より報告をお願いします。

○区域2（生川仁君） 引き続き、13番案件をご報告いたします。

利用権を設定する農地は、1筆、畑、945㎡でございます。

権利の存続期間は、令和5年4月1日から令和8年3月31日までで、権利の種類は、使用貸借権でございます。

以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（原田勝幸君） ありがとうございます。

では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第14号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権の設定等について、1番案件から16番案件を報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） 「ご異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長（原田勝幸君） 日程第3、議案第15号、引き続き農業経営を行っている旨の証明願についてのうち、1番から4番案件を一括して上程いたします。

なお、質疑は報告後一括して行います。

1番から4番案件について1番鈴木委員より、議案の説明及び現地調査結果の報告をお願いします。

○1番（鈴木邦夫君） 議案第15号、引き続き農業経営を行っている旨の証明願について、1番から4番案件を一括してご報告いたします。本案は、相続税の納税猶予を受けている者が、3年ごとに、納税猶予を継続したい旨の届出を税務署に提出する際、農業経営を行っていることの証明を添付することになっているため、証明願が提出されたものでございます。

～1番案件について内容を説明～

令和5年3月13日、担当委員1名、事務局2名で現地調査をいたしました。

特例農地1筆の耕作状況をご報告いたします。

1筆、畑、500㎡につきましては、タマネギ、ハウレンソウ等が作付けされているほか、準備中でした。

農機具の保有状況につきましては、トラクター、耕運機、その他一式でございます。

労働力につきましては、本人60歳、従事日数200日、兼業、親85歳、従事日数200日、専業でございます。

～ 2 番案件について内容を説明～

令和 5 年 3 月 13 日、担当委員 1 名、事務局 2 名で、現地調査をいたしました。

特例農地 1 筆の耕作状況をご報告いたします。

1 筆、畑、900㎡につきましては、タマネギ、レタス等の作付け、果樹の栽培のほか準備中でした。

農機具の保有状況は、トラクター、耕運機、破碎機その他一式でございます。

労働力は、本人78歳、従事日数300日、専業、配偶者75歳、従事日数300日、専業、子46歳、従事日数20日、兼業でございます。

～ 3 番案件について内容を説明～

令和 5 年 3 月 13 日、担当委員 1 名、事務局 2 名で、現地調査をいたしました。

特例農地 2 筆の耕作状況をご報告いたします。

2 筆、畑、合計540.91㎡につきましては、サトイモ、ハウレンソウ等が作付けされました。

農機具の保有状況は、トラクター、耕運機、田植え機、ハーベスター、管理機、その他一式でございます。

労働力は、本人69歳、従事日数280日、専業、配偶者65歳、従事日数280日、専業でございます。

～ 4 番案件について内容を説明～

令和 5 年 3 月 13 日、担当委員 1 名、事務局 2 名で、現地調査をいたしました。

特例農地 1 筆の耕作状況をご報告いたします。

1 筆、畑、417.37㎡につきましては、タマネギ、らっきょう等が作付けされているほか準備中でした。

農機具の保有状況は、耕運機、草刈り機、その他一式でございます。

労働力は、本人73歳、従事日数180日、専業、配偶者73歳、従事日数180日、専業、子43歳、従事日数250日、兼業でございます。

以上、農業経営がされていることを確認いたしました。よろしくご審議の程お願いいたします。

○議長（原田勝幸君） ありがとうございます。

次に事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐（伊藤和範君） 特にございません。

○議長（原田勝幸君） では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第15号、引き続き農業経営を行っている旨の証明願についてのうち、1番から4番案件を報告のとおり証明することを決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） 「ご異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長（原田勝幸君） 続いて、5番案件を上程いたしますが、出席されている委員の案件となるため、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、総会において議事に参与することができませんので、該当委員におかれましては退席をお願いいたします。

議事の都合上、暫時休憩といたします。

午後2時27分休憩

（本人案件のため該当委員退室）

午後2時28分再開

○議長（原田勝幸君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。5番案件について、6番遠藤委員より報告をお願いいたします。

○6番（遠藤信行君） 議案第15号、引き続き農業経営を行っている旨の証明願についてのうち5番案件についてご報告いたします。

本案は、相続税の納税猶予を受けている者が、3年ごとに、納税猶予を継続したい旨の届出を税務署に提出する際、農業経営を行っていることの証明を添付することになっているため、証明願が提出されたものでございます。

～5番案件について内容を説明～

令和5年3月14日、担当委員1名、事務局2名で、現地調査をいたしました。

特例農地20筆の耕作状況をご報告いたします。

2筆、田、合計1,967㎡につきましては、準備中でした。

6筆、畑、合計2,342㎡につきましては、キャベツ、タマネギ、ハウレンソウ等が作付けされているほか、柿が肥培管理されており、ハウスにてトマトが作付けされていました。

3筆、いずれも現況畑、合計657㎡につきましては、ハウスにてトマトが作付けされて
いました。

9筆、いずれも現況畑、合計1,694㎡につきましては、準備中でした。

農機具の保有状況につきましては、軽トラ、トラクター、その他一式でございます。

労働力につきましては、本人71歳、従事日数280日、専業、配偶者67歳、従事日数200日、
専業、子38歳、従事日数300日、専業でございます。

以上、農業経営されていることを確認いたしました。よろしくご審議のほど、お願いい
たします。

○議長（原田勝幸君） ありがとうございます。

次に事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐（伊藤和範君） 特にございません。

○議長（原田勝幸君） では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第15号、引き続き農業
経営を行っている旨の証明願についてのうち5番案件を報告のとおり証明することを決定
するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） 「ご異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

議事の都合上、暫時休憩といたします。

午後2時31分休憩

（該当委員入室）

午後2時32分再開

○議長（原田勝幸君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。日程第4、議案第16号、農
地等の利用の最適化の推進に関する方針の一部改訂についてを上程いたします。

事務局より説明いたします。

○局長補佐（伊藤和範君） 議案第16号、農地の利用の最適化に関する指針の一部改訂に
ついてを事務局よりご説明いたします。

資料については、別紙でお渡ししてあります。

農業委員会に関する法律第7条において、最適化の目標や方法を指針として「定めるように努めなければならない。」とされており、茅ヶ崎市農業委員会では平成29年11月28日に指針が策定され、ホームページでも公表しているところです。

しかしながら、令和5年4月1日に施行されます改正農業委員会法においては、指針を「定めなければならない」とされています。すでに指針を策定している本市農業委員会においても改正農業委員会法の内容を反映した修正が求められており、今回議案として上程させていただきました。

修正箇所につきましては、網かけをして表示してございます。指針については、変更しようとするとき、農地利用最適化推進委員の意見を聴き、変更した際には、公表しなければならないこととされております。

変更のご承認をいただきましたら、ホームページにて更新を行わせていただきます。よろしくご審議の程お願いいたします。

○議長（原田勝幸君） 事務局の説明が終わりましたが、これに対するご質疑をお伺いいたします。ご意見ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第16号、農地等の利用の最適化の推進に関する方針の一部改訂について、公表することを決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） 「ご異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長（原田勝幸君） 日程第5、議案第17号、農地法改正に伴う下限面積要件の廃止についてを上程いたします。

事務局より説明いたします。

○局長補佐（伊藤和範君） 議案第17号、農地法改正に伴う下限面積要件の廃止についてを事務局よりご説明いたします。

農地法第3条に基づき農地を取得する際には、一般的に取得後の面積要件が求められており、北海道では2ha、都府県では50aとされ、これに達しない場合、同法施行規則に基づき下限面積を定めることができると規定されており、平成21年に別段面積について、記載のとおり定められており、現在に至っております。

この面積要件につきましては、農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律第5条の規定により削除されることとなり、4月以降につきましては面積要件の適用が無となります。

つきましては、国の方から告示をしている農業委員会においては、農地の権利取得予定者等の誤解を招かないよう、廃止するための手続きを要すことから議案として上程させていただきました。承認をいただけましたら、下限面積廃止の告示をさせていただきます。

よろしくご審議の程お願いいたします。

○議長（原田勝幸君） 事務局の説明が終わりましたが、これに対するご質疑をお伺いいたします。ご意見ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第17号、農地法改正に伴う下限面積要件の廃止について、廃止することを決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） 「ご異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長（原田勝幸君） 日程第6、議案第18号、令和5年度最適化活動の目標の設定等についてを上程いたします。

事務局より説明いたします。

○局長補佐（伊藤和範君） 議案第18号、令和5年度最適化活動の目標の設定等についてを事務局よりご説明いたします。資料は配布しております別紙のとおりです。

農業委員会による最適化活動の推進を行うため、3月末までに翌年度の毎年度活動の目標を設定し、4月末までに公表することとされております。

記載内容等につきましては、「Ⅰ農業委員会の現在の体制」及び「Ⅱ最適化活動の目標」に分けられております。

「Ⅰ農業委員会の現在の体制」につきましては、別紙にて委員名簿の他、※で記載されている資料を添付してございます。

「Ⅱ最適化活動の目標」については、記載のとおりでございます。

目標については、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想として平成26年9月に茅ヶ崎市が示しており、その中で10年後にあたる令和6年には集積率を30%とするという目標値がありますので引用しております。

（2）遊休農地の解消については、令和4年度実施しました農地利用状況調査の結果と

なっております。②目標のうちⅠアの a、b については前年どおりの記載内容となることを県農業会議所に確認をしてございます。イにつきましては、令和 4 年度の調査結果に基づくものです。

(3) ①現状及び課題、新規参入の促進につきましては、各年度内に新規就農された農家さんと、利用権設定した面積の実績となるほか、②目標につきましても、各年度内での権利移動を集計した結果を基に算出してございます。

2 の最適化活動の活動目標ですが、委員の皆様にも事前に行わせていただいた令和 5 年度の活動目標日数の平均値を出しております。その他の活動についての強化月間や新規参入相談会への参加目標については例年どおりでございます。

本日、ご承認いただきましたら、ホームページにおいて公表させていただくこととなります。よろしくご審議の程お願いいたします。

○議長（原田勝幸君） 事務局の説明が終わりましたが、これに対するご質疑をお伺いいたします。ご意見ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第 18 号、令和 5 年度最適化活動の目標の設定等について、公表することを決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） 「ご異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長（原田勝幸君） 日程第 7、報告第 7 号、農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地転用届出の専決処分の報告についてを上程いたします。

事務局より報告をお願いします。

○局長補佐（伊藤和範君） 8 ページ、報告第 7 号、農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地転用届出の専決処分の報告についてをご説明申し上げます。

1 番から 5 番案件となっており、転用目的は共同住宅・駐車場・住宅敷地でございます。

これらの案件は、いずれも届出に必要な書類が完備されておりましたので、茅ヶ崎市農業委員会規程第 17 条の規定により、事務局長において専決処分したものでございます。

なお、受理通知書につきましては、既に届出者に交付いたしております。以上、ご報告申し上げます。

○議長（原田勝幸君） 事務局の報告が終わりましたが、これに対するご質疑をお伺いいたします。ご質問ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（原田勝幸君） ご質問がないようですので、報告第7号、農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の専決処分の報告についてを終わります。

○議長（原田勝幸君） 日程第8、報告第8号、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分の報告についてを上程いたします。

事務局より報告をお願いします。

○局長補佐（伊藤和範君） 9ページから10ページ、報告第8号、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分の報告についてをご説明申し上げます。

1番案件から19番案件で、転用目的は、住宅敷地・駐車場敷地・道路敷地でございます。権利関係は、いずれも所有権の移転でございます。

これらの案件は、いずれも届出に必要な書類が完備されておりましたので、茅ヶ崎市農業委員会規程第17条の規定により、事務局長において専決処分したものでございます。

なお、受理通知書につきましては、既に届出者に交付いたしております。以上、ご報告申し上げます。

○議長（原田勝幸君） 事務局の報告が終わりましたが、これに対するご質疑をお伺いいたします。ご質問ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（原田勝幸君） ご質問がないようですので、報告第8号、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分の報告についてを終わります。

○議長（原田勝幸君） 以上で、本日の審議並びに報告事項はすべて終了しました。慎重審議をいただき厚くお礼申し上げます。

それでは、以上をもちまして、令和5年第3回茅ヶ崎市農業委員会総会を閉会といたします。ご協力ありがとうございました。

午後2時46分閉会

ここに会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため署名する。

議 長

委 員

委 員